

コロンビア・ワークス株式会社

定 款

コロンビア・ワークス株式会社 定款

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、コロンビア・ワークス株式会社と称し、英文ではColumbia Works Inc.と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産の売買、交換、賃貸およびその仲介ならびに所有管理ならびに利用
2. 不動産に関するコンサルティング
3. 建築工事および土木工事に関する請負、設計および監理
4. 不動産特定共同事業法に基づく不動産特定共同事業
5. 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
6. インテリアデザインの企画および設計
7. リノベーションに関する請負、設計および監理
8. 広告、広報に関する企画および制作
9. 新聞、雑誌、放送、セールスプロモーション、映画、屋外、交通、ダイレクトメールおよびインターネットその他すべての広告、広報およびパブリックリレーションズ業務
10. 各種マーケティング業務
11. 飲食店の運営
12. セールスプロモーションの企画、立案および制作に関する業務
13. 印刷業、製版業、出版業ならびに写真撮影および写真製版業
14. イベント、セミナーの企画、制作、運営および実施ならびにスポーツイベント、文化イベント等の各種イベントに関する放映権、オフィシャルスポンサー権、大会マークの使用権、キャラクターの使用権、企業名の掲出権および興行権等の取得、管理、利用、販売および輸出入
15. ディ스플레이業ならびに展示および装飾の企画、制作および施工
16. 家具、生活雑貨に関する販売および輸出入
17. 前各号に附帯関連する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都渋谷区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会

2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、10,000,000株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条 (招集)

定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の基準日は、毎年12月31日とする。

第14条 (招集権者及び議長)

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (電子提供措置等)

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条 (議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条 (取締役の員数)

当社の取締役（監査等委員である者を除く）は、6名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第20条 (代表取締役)

取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である者を除く）の中から代表取締役を選定する。

第21条 (取締役の選任)

取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区分して行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第22条 (取締役の任期)

取締役（監査等委員である者を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 増員又は補欠として選任された取締役（監査等委員である者を除く）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である者を除く）の任期の満了する時までとする。

4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

5 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第23条 (取締役会の招集及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただ

し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第25条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

第26条 (取締役会の決議の省略)

当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第27条 (取締役会議事録)

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第28条 (報酬等)

取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、監査等委員である取締役と取締役(監査等委員である者を除く)とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第29条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第30条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であつた者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第31条 (重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第5章 監査等委員及び監査等委員会

第32条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって常勤監査等委員を選定することができる。

第33条 (監査等委員会の招集)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 前項に係わらず、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。

第34条 (監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを決する。

第35条 (監査等委員会議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

第36条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第37条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第38条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第39条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

第7章 計 算

第40条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第41条 (剰余金の配当の決定機関)

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第42条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第43条 (剰余金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、剰余金の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

2 前項の未払配当財産には利息をつけない。

以上